

特別養護老人ホーム 「ふるさとの丘」 についての
消費者(利用者)に対する表示

令和3年10月1日

事業主体

事業主体の名称 所在地 代表者氏名 他にしている事業	社会福祉法人 福思会 静岡県三島市徳倉 208-1 理事長 福家 英也 (介護予防) 短期入所生活介護 10名、(総合事業) 通所介護 40名、居宅介護支援
-------------------------------------	---

施設概要

施設の名 称	・ふるさとの丘
所 在 地	・静岡県三島市徳倉 208-1 TEL 055-988-3535 ホームページ http://www.furusatonooka.or.jp
交 通 の 便	・三島駅南口よりタクシーにて約 10 分、三島駅南口より「きたうえ号」のバスを利用した場合「富士ビレッジ上」下車徒歩約 2 分
施 設 の 類 型	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム「介護老人福祉施設」 ・入所時の要件：原則要介護(3~5)、ただし、緊急度の高い要介護者を優先 ・介護保険：静岡県指定 2270600345 ・介護居室区分：相部屋(2人又は4人) ・介護にかかわる職員体制：3：1以上
敷地の面積及び権利	・3974.03 m ² /事業主体所有・市街化調整区域(独立行政法人福祉医療機構の抵当権あり)
建 物 の 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ床面積 3,783.84 m²/鉄筋コンクリート造地上 4 階建/事業主体所有(独立行政法人福祉医療機構の抵当権あり) ・開設時期 平成 15 年 7 月 11 日
居 室 等 の 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・居室総数 16 室(2人部屋 7 室、4人部屋 9 室) ・定員 50 名 ・1人あたりの居室の広さ、2人部屋(10.90~12.20 m²)、4人部屋(11.11 m²~12.36 m²) ・洗面所及びトイレは共同利用になります。
共 用 施 設 の 名 称	・キッチン、洗濯室、相談室、静養室、一般浴、機械浴、機能訓練室、トイレ、洗面所、ハーブ園、駐車場、リラクゼーションルーム、シアタールーム
プ ロ グ ラ ム 活 動	・レクリエーション、機能訓練、体操、散歩、音楽、買物など。
私 物 持 込	<ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に迷惑がかからない程度であれば制限なし(相談の上決定) ・写真や絵画等を飾ることもできます。
面 会 時 間	・7時30分から20時00分

実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数
	専従	非専従	専従	非専従		
管理者(施設長)		1			1	—
生活相談員		2			2	1
介護職員	0	18	0	6	24	22.2
看護職員	1	0		4	5	2.8
機能訓練指導員		0		4	5	—
介護支援専門員		2			2	1
医師				1	1	—
栄養士		1			1	—
調理員		6		1	7	—
事務職員		2		1	3	—
その他職員				3	3	—
標準的な夜間体制の考え方	<p>介護職員 4 名 (内ショートステイ担当者 1 名を含む 17 時 00 分～翌朝 9 時 00 分、申し送り 17 時 00 分) 看護職員は夜勤なし。 その他 (夜勤事務職員 1 名 17 時 30 分～翌朝 8 時 30 分) 常勤換算は週 40 時間で算出しています。</p>					
従業者の勤務体制の概要	<p>施設長、副施設長、生活相談員、看護職員の常勤の標準的勤務時間帯は 8:30～17:30 で週 40 時間勤務ですが、この職種の夜間勤務はしていません。 介護職員の常勤勤務時間帯は、7:00～16:00、8:30～17:30、10:00～19:00、17:00～翌朝 9:00 で週 40 時間勤務となります。 介護職員の非常勤勤務時間帯は、9:00～18:00 の間で交代勤務及び 17:00～翌朝 9:00 となります。介護にかかわる職員体制は 3:1(要介護者 3.0 人に対して職員 1 人)です。 機能訓練はホーム内において看護職員が必要に応じて機能訓練指導員としてあたります。 計画作成担当者は週 40 時間勤務をしています。</p>					
緊急連絡体制	居室には緊急時などの緊急コールを備えつけてあります。(対応は看護職員とは限りません)					

職員の体制
(ショートステイを含む)

令和 3 年
10 月 1 日現在

入所・退所等に関すること

入所の条件	在宅で介護を受ける事が困難であり、且つ要介護高齢者(原則要介護度3から5)であり、緊急性の高い方から優先して入所をしていただきます。
入所者が医療を必要とする場合の処遇、契約の取扱い等	施設の協力医療機関または入所者が選択する医療機関において治療を受けていただきます。費用については、医療保険制度で支給される以外の費用は入所者負担となります。協力医療機関の通院時の付添いや入院時の移送をします。(個別相談) また、入院が長期にわたった場合には、入所の継続についてご相談させていただきます。
協力している医療機関	①三島東海病院 (三島市川原ヶ谷264-12) TEL055-972-9111 施設より車で約10分 24時間救急診療の受入、健康相談の実施、機能回復訓練の指導、定期的な検診の実施、介護職員等の研修受入、嘱託医派遣、他の医療機関の紹介 尚、三島東海病院の診療科は、内科、外科、整形外科、消化器科、脳神経外科、リハビリテーション科を有しています。 ただし、診療日は各科によって異なること、また将来診療科目が変更される場合が考えられます。そして、第1、2、3土曜日の午後、第2、4土曜日、日曜日、祭日、年末年始は休診となっています。通常の診療受付は8時30分から11時30分、15時から17時になっています ②芙蓉台デンタルクリニック (三島市徳倉838-42) TEL055-986-4818 施設より車で約7分 協力歯科への受診を希望される方及び往診を希望される方は、施設から予約をいたします。 保険診療(健康保険法に基づく診療)及び保険診療外の費用は各医療機関で定められた金額をお支払いください。
契約の解除	[介護福祉施設利用契約] (事業者からの契約解除) 第18条 事業者は、利用者の行動が他の利用者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することができず、本契約を将来的に亘って継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することがあります。 2 前項の場合、事業者は次の手続きを行います。 一 一定の観察期間をおくこと。 二 医師の意見を聴くこと。 三 契約解除の通告について3ヶ月の予告期間をおくこと。 四 前号の通告に先立ち、利用者本人の意思を確認するとともに、利用契約で定める身元引受人等の意見を聴くこと。 3 事業者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払いにつき、利用者がしばしば遅延し、その支払いがない場合など、本契約における事業者と利用者の信頼関係を著しく害するものであると判断した場合には、3ヶ月の予告期間において、本契約を解除することがあります。この場合、前項第四号の規定を準用します。 4 前項において、利用者が介護保険法令等に定める法定代理受領サービスを希望しており、本契約第8条第2項第一号の費用の利用料の支払いを遅延する場合には、事業者が本契約の解除に先立ち行う予告期間は6ヶ月とします。
体験入所	2泊3日程度。お1人様1泊にて、4,500円、お食事は、朝392円、昼620円、夕620円となります。(税込) 介護保険は適用になりません。 なお、施設見学は随時受け入れをしています。

提供サービスの概要

食 事 サ ー ビ ス	1日3食（定食方式）を原則ユニットにおいて提供します。さらに食事療法による特別食の提供をします。
生 活 無 料 サ ー ビ ス	クリーニング取次・宅配便・電話の取次ぎ・郵便物の取次など。
生 活 有 料 サ ー ビ ス	理髪代など
介 護 サ ー ビ ス	当施設は、介護保険法における介護老人福祉施設の指定を受けております。よって、介護サービスは介護保険給付で行ってまいります。ただし、居住費（光熱水費）、リースのタオルやおしぼり、おやつ、買物代行などは実費を負担していただきます。
健 康 管 理 サ ー ビ ス	①健 康 診 断—一年1回行います。定期的に病院で検査を受けている方は二重の検査を避けるため、健康診断を受けない場合もございます。 ②健 康 相 談—施設の看護職員が健康相談に応じます。又、必要に応じて協力病院の医師に相談します。 ③機 能 訓 練—施設の機能訓練室で受けられます。担当者は看護職員です。

入 所 費 用

利 用 料	<ul style="list-style-type: none">・1割負担の場合の概算月額利用料(利用者負担額+居住費+その他経費)は、要介護1の場合110,642円～要介護5の場合120,190円になりますが、詳細は別に定める「ご利用料金の目安表」に明示しています。・利用料の使途/施設等の維持・管理費、介護にかかわる人件費、一般事務・管理部門の人件費(栄養士含)、備品消耗品購入費、光熱水費など。・食費(1食あたり) 朝食392円、昼620円、夕食620円(30日の場合48,960円) 食費の使途/食材費、栄養士を除く食事部門の人件費、光熱水費、おやつ材料費など。 <p>ただし、食費対応の費用の詳細は別に定める食費算定根拠の資料に明示しています。</p> <p>☆利用料及び食費の改定 — 法改正に基づき改定させていただくことがありますが、この場合には事前通知をさせていただきます。</p>
-------	---

事故発生時の対応（損害賠償について）

当施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市区町村、当該入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとしします。

当施設は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講ずるものとしします。

当施設は、施設サービスの提供に当たって、万一事故が発生し入所者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、通常のサービス提供行為で施設の責めに及ばない事故や不可抗力による場合を除き速やかに対応し損害を賠償します。

但し、入所者に重大な過失がある場合は賠償金を減ずるものとしします。

有 効 期 間

令和4年3月31日